

令和2年11月5日申合せ  
令和3年8月16日改定  
令和4年8月18日改定

## 府中市議会議員が新型コロナウイルスに感染した 場合等の対応方針

本方針は、本市議会議員が新型コロナウイルスに感染した場合（感染が疑われる者又は濃厚接触者と判定された場合を含む）の対応方針について定めることを目的とする。

なお、議会開会中と閉会中では、状況が大きく異なる場合があるので注意を要す。

### 1 本対応方針の策定の目的

- (1) 傍聴者・来訪者等、市民への感染拡大の防止
- (2) 議員・職員の安全衛生の確保
- (3) 合理的な水準の事業継続計画の検討の促進及び責任ある対応への準備

### 2 対象者

本市議会議員

### 3 基本的対応

※当初の報告の際、すでに感染者と判定されていた場合、議長は以下の(1)(2)の手順を合わせて行うものとする。

#### (1) 感染者及び感染を疑われる者又は濃厚接触者と判定された場合

##### ア 事実の報告等

感染者及び感染を疑われる者又は濃厚接触者と判定された議員は、直ちに議会事務局を通じ議長へ判定の事実等を報告する。また、保健所等の指示・推奨に基づいた行動をとることとし、外出禁止又は自粛の期間は、登庁を控えるものとする。

##### イ 情報の収集

議長は、今後の対応に向けた準備として、次に掲げる情報を収集する。

- (ア) 当該議員の健康状態
- (イ) 多摩府中保健所からの指導内容等
- (ウ) 感染者及び感染疑い又は濃厚接触の判定日時、自宅待機期間
- (エ) 判定に至った経緯
- (オ) PCR等検査の実施予定の有無
- (カ) (PCR等検査を受けることとなった場合) 検査日又は発症から2日前までの活動状況（この期間に面会・会議同席した者を特定するため）

- (キ) (PCR等検査を受けることとなった場合) 議会(議場・委員会室・会派控室・事務室等)における感染予防の実施状況
- ウ 感染拡大防止及び業務継続に向けた措置
  - 議長は、感染拡大防止及び業務継続に向け、次のとおり措置する。
  - (ア) 当該議員の自宅待機期間等における公務(会議等)を確認し、必要に応じ調整する。
  - (イ) 当該議員に対し、PCR等検査の結果が分かり次第直ちに議会事務局を通じ議長へ連絡するよう要請する。
  - (ウ) (議会内で感染を疑われる者又は濃厚接触者が多数発生した場合) 議会日程の再検討及び事務局機能の維持方法の検討を開始する。
- (2) PCR等検査の結果陽性(みなし陽性を含む)と判定された場合
  - ア 事実の報告等
    - 当該議員は、直ちに議会事務局を通じ議長へ判定の事実等を報告するとともに、市議会内での活動において、感染した議員による不特定多数の方への濃厚接触や小規模クラスターが発生した場合又は議会日程への影響が見込まれる場合に、プレス発表及び市議会ホームページでの公表を行うことに同意するものとする。また、保健所等の指示・推奨に基づいた行動をとることとし、外出禁止又は自粛の期間は、登庁を控えるものとする。
  - イ 情報の収集
    - 議長は、今後の対応に向けた準備として、(1)イの情報に加え、次に掲げる情報を収集する。
    - (ア) 当該議員の最新の健康状態
    - (イ) 判定日時、入院の場合の日時及び入院見込期間、自宅待機の場合の期間
    - (ウ) 家族の感染状況等
  - ウ 感染拡大防止及び業務継続に向けた措置
    - 議長は、感染拡大防止及び業務継続に向け、次のとおり措置する。
    - (ア) 各議員への情報提供及び市長部局への情報提供と協力依頼
    - (イ) 多摩府中保健所への報告及び今後の対応等の確認
    - (ウ) プレス発表及び市議会ホームページでの公表(市議会内での活動において、感染した議員による不特定多数の方への濃厚接触や小規模クラスターが認められる場合又は議会日程への影響が見込まれる場合に、当該議員に係る情報(氏名など個人を特定できる情報については状況によりその都度判断する)・人数・経緯・今後の対応を公表)
    - (エ) 保健所等による濃厚接触者の判定への協力、判定された議員及び職員等への対応(応援職員の配置を含む)
    - (オ) 必要に応じ、議会日程の再編成の提案協議
    - (カ) (小規模患者クラスターの可能性ありと判定された場合) 議会施設の閉鎖、消毒等の対応

#### 4 その他

- (1) 本対応方針は、国・都などの対応状況等に応じて修正するものとする。
- (2) 正副議長ともに感染者等と判定され対応に当たれない場合は、議会事務局長が当該議員からの連絡を受け、事後の対応を検討又は決定すべき役職にある議員に報告するものとする。
- (3) 感染者発生時における感染拡大の防止及び業務継続にむけた協議の場を確保するため、市長部局と連携し市議会全体のICT化を進める中で、オンライン会議の実施体制の構築を推進する。
- (4) 議会事務局職員を含む本市職員において新型コロナウイルスに感染した者（感染が疑われる者や濃厚接触者を含む）が発生した場合は、3月19日付け事務連絡「職員等が新型コロナウイルスに感染した場合等の対応方針について」をはじめとする市長部局における方針・ガイドラインに沿った対応をとるものとする。